

令和6年度

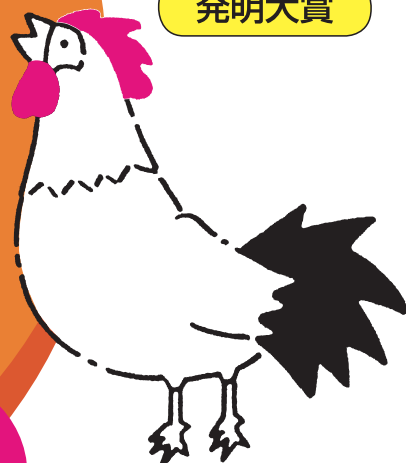
# 第44回発明研究奨励金

たまごからにわとりへ

あなたの  
発明・研究・特許を  
育てよう！



発明大賞



試作研究  
製品化  
実用化



特許・考案



こども発明教室

発明研究奨励金交付

## 早わかりガイド

〔主旨〕

(公財)日本発明振興協会は、科学技術の振興、産業の発展に資する中小企業及び発明研究者の発明考案を奨励する目的をもって、裏面要領に基づき発明研究奨励金を交付して、その発明考案の実施化を援助します。

主催 (公財)日本発明振興協会  
後援 日刊工業新聞社  
日本弁理士会

# 申請手続き要領

1. 奨励金の交付対象 ..... 次の事項に該当し、発明考案の実施化もしくは展開に必要と認められるものを交付対象とします。  
(1) 特許権として登録済みのもの  
(2) 実用新案は、登録済みで実用新案技術評価書入手済みのもの
2. 申請者の資格 ..... 奨励金を申請できる者は、次の要件を備えていることが必要です。  
(1) 中小企業又は個人  
(2) 個人の共同発明の場合は、その代表者  
(3) 企業内発明の場合は、企業代表者の承認を得た者  
(ただし、成年被後見人及び被保佐人を除く。)
3. 対象となる経費 ..... 奨励金の対象となる経費は原則として、発明考案を実施化するための試作、試験もしくは発明考案を更に展開するための調査研究に要する直接経費で、人件費や事務費等の間接経費は除きます。直接経費とは以下(1)～(4)に掲げる経費です。  
(1) 原材料・副資材費 (2) 機械装置・工具器具費 (3) 委託・外注費  
(4) 専門家指導費
4. 交付金額 ..... 交付金額は原則として1件あたり100万円を限度とします。
5. 申請手続き ..... この奨励金の交付を希望する者は、所定の様式による申請書・添付資料各2部及びその電子データ(CD-R又はUSBメモリ)を令和6年5月1日より7月31日(必着)迄に下記宛に提出してください。  
申請要領・申請書を必要な者は当協会のホームページ(<http://www.jsai.org/>)からダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は、当協会までご請求ください。
- 【お問い合わせ先・提出先】 〒150-0031東京都渋谷区桜丘町4-22  
電話 03(3464)6991  
公益財団法人 日本発明振興協会  
発明研究奨励金交付事業実行委員会 宛  
なお、応募書類一式は返却いたしませんので、予めご了承ください。
6. 審査及び交付の決定 ..... 審査は(公財)日本発明振興協会 発明研究奨励金交付規程に基づき、審査委員会で審査し、その結果を11月に直接本人に通知します。
7. 交付決定後の義務 ..... (1)当該試験研究が完了するまで中間報告書として、試験研究の進捗状況及び交付金の使用明細を6か月ごと(5月及び11月)に提出してください。  
(2)当該試験研究が完了後、直ちに完了報告書を提出してください。  
(3)当該試験研究完了の1年後、その後の進捗状況について報告書を提出してください。  
(4)虚偽の申請をして奨励金を受けたことが判明した場合及び報告書を提出しない場合には、奨励金を返納していただきます。

(公財)日本発明振興協会 ..... 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町4-22  
TEL 03(3464)6991 FAX 03(3464)6980  
<http://www.jsai.org/>



HPはこちら